

いたばし 環境管理ニュース

発行:板橋環境管理研究会
2015年6月1日 〒173-0005 板橋区仲宿54番10号
第369号 電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133
(板橋区公式ホームページからも閲覧可能)
http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html

今号のトピックス

- 1 2015年度板橋環境管理研究会 事業計画
- 2 板橋環境管理研究会 第1回研修会の開催
- 3 公害防止管理者講習会のお知らせ
- 4 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布について
- 5 第14回環境なんでも見本市 in グリーンホール
- 6 雨水タンクを設置してみませんか?
- 7 カラスの被害とその対策

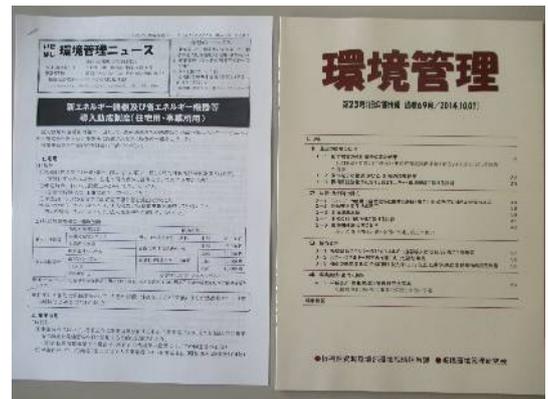
2015年度 板橋環境管理研究会 事業計画

板橋環境管理研究会の2015年度の事業計画をお知らせいたします。

1. 情報提供事業

- (1)「いたばし環境管理ニュース」の発行
回数:毎月1日発行(367号~378号)
発行部数:A4判4~6ページ、各180部
内容:環境マネジメント関連情報
法律・条例の制定・改定情報
最新の環境情報

- (2)「環境管理」の編集・発行
回数:年1回 10月1日(第24号、通巻70号)
発行部数:A4判60ページ、350部
内容:最近の環境の状況
法律・条例等の動向
技術資料
案内・連絡等



2. 研修会・見学会の開催

- 回数:年4回
・第1回研修会:6月24日(水) 13:30~15:30
(詳細次ページ参照)

3. 環境マネジメントシステム・板橋エコアクション構築・維持支援(区主催事業への協力)

- (1)環境マネジメントセミナー
工場・事業場の環境マネジメントシステム維持のための規格及び環境影響評価の解説や演習を行います。

■環境マネジメントセミナー(基礎コース)

- 日 時:8月上旬予定
会 場:板橋区立グリーンホールを予定、定員30名 (参加費徴収) ※研究会会員は無料



(2) 騒音・振動測定講習会

会 場:板橋区立グリーンホール、定員20名

日 時:10月8日(木) 13:00~18:00

内 容:工場・事業場の環境マネジメントシステム構築・維持のため、自社の騒音・振動を測定するため講習会を開催します。講習修了者には、修了証、機器貸し出しカードを発行し、検
定・検査済

みの騒音計、振動計、記録計を貸し出します。

4. 省エネ診断等への協力

板橋区及び板橋区が東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)に協力して実施する、省エネ診断等の事業所の募集等に協力します。

5. アンケート調査の実施

板橋区内の事業者を対象に、前ページの研修会・見学会、本ニュース、「環境管理」や板橋区の省エネルギー対策などに関するアンケート調査を実施します。

板橋環境管理研究会 第1回研修会の開催

板橋区と板橋環境管理研究会では、テーマを定めて事業者を対象とした研修会を行っています。2015年度の第1回研修会では、「ISO9001及び14001の改正のポイント」をテーマとした講演と、温室効果ガスの排出量削減に向けた区の支援事業などをご紹介します。

1. 日 時 : 6月24日(水) 13時30分~15時30分

2. 会 場 : 板橋産連会館3階会議室(所在地 : 板橋区仲宿54-10)

3. 内 容

(1) ISO9001及び14001の改正のポイント

ISO9001:2015や14001:2015への移行作業を含めた適切な対応を図るため、改正の背景や今後求められる対応の方向性などをご紹介します。

講師 : JFEテクノロジー株式会社 徳重 昇二 氏

(2) 板橋区の支援事業等のご案内

区の新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度や板橋エコアクションをはじめ、中小規模事業所向けの支援事業等をご紹介します。

説明 : 板橋区 環境戦略担当課職員

4. 定 員 : 50名(申込順)

5. 費 用 : 無料

6. 申込・問合せ先

(1) 板橋環境管理研究会会員の方

板橋環境管理研究会 猪飼

電話 : 3962-0131 FAX : 3962-0133 Eメール : mail@itabashisanren.org

(2) 会員以外の方

環境戦略担当課 環境政策グループ

電話 : 3579-2622 FAX : 3579-2589 Eメール : s-kankyo@city.itabashi.tokyo.jp

公害防止管理者講習会のお知らせ

工場からの公害を未然に防止し、事業活動に伴う環境への負荷を適切に管理・減少させるためには、公害防止管理者の役割はとて大切でです。環境確保条例では特に公害発生の可能性の高い工場において公害防止管理者を選任し、工場に常駐させるように定められています。

公害防止管理者の役割は、①工場における条例の規定を遵守するよう助言し、作業方法、施設の維持等の技術的事項について、公害を発生させないように監督を行うこと。②行政及び地域住民の窓口としての役割を果たすこと。とされています。

東京都は2015年度の「公害防止管理者講習」を下記のとおり実施することになりました。

1. 講習内容と日程(予定)

一種講習(3日間)

講習科目		第1回		第2回	
一般科目	東京都の環境の現況と対策	7月28日(火)	東京都南部労政会館	8月4日(火)	豊島区率勤労福祉会館
	環境保全に関する法令の概要				
	「環境確保条例」等の解説				
	企業における環境管理のあり方及び公害防止管理者の職務				
専門科目	大気汚染対策	7月30日(木)		8月6日(木)	
	水質汚濁対策				
	有害化学物質対策				
	騒音振動対策				
修了テスト(三肢択一)					

二種講習(2日間)

講習科目		第1回		第2回	
一般科目	東京都の環境の現況と対策	7月23日(木)	ティアラこうとう	8月13日(木)	東京自治会館
	環境保全に関する法令の概要				
	「環境確保条例」等の解説				
	企業における環境管理のあり方及び公害防止管理者の職務				
専門科目	大気汚染対策	7月24日(金)		8月14日(金)	
	水質汚濁対策				
	有害化学物質対策				
	騒音振動対策				
修了テスト(正誤式)					

受講手数料は一種:8,200円、二種:5,700円です。

2. 申込・受付(予定)

期間:7月1日(水)~3日(金)

場所:東京都庁第二本庁舎1階臨時窓口(南)

※詳しくは、東京都環境局ホームページをご覧ください。

※「案内・申込書」は環境課公害指導係(区役所7階13番窓口)で配布しています。また、東京都環境局ホームページから印刷できます。

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布

環境省より、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が5月1日に公布され、平成27年5月25日から施行されました。

1. 改正の概要

1,4-ジオキサンについては、人の健康の保護に関する知見の集積、公共用水域及び地下水における検出状況の推移等を踏まえ、平成21年に環境基準が設定されました。

これを受けて、1,4-ジオキサンに関する排水基準についても検討がなされ、0.5mg/Lを許容限度とする一般排水基準が設定されました(平成24年5月25日施行)。

その際、この基準に直ちに対応することが困難な5業種については、2年間又は3年間の期限で暫定排水基準が設定されました。

今般の改正は、このうち4業種について現行の暫定排水基準が平成27年5月24日をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される基準について定めるものです。

2. 改正の趣旨

現在暫定排水基準が設定されている4業種のうち、2業種(感光性樹脂製造業・下水道業)については暫定排水基準から一般排水基準へ移行します。また、残る2業種については以下のとおり暫定排水基準を強化し、適用期限を3年間延長します。(ポリエチレンテレフタレート製造業は暫定排水基準から一般排水基準へ移行済み。)

1,4-ジオキサンに関する暫定排水基準の見直し

業種	改正後の基準値	現行の基準値
感光性樹脂製造業	0.5mg/L	200mg/L
	(本改正により一般排水基準へ移行)	
エチレンオキサイド製造業	6mg/L	10mg/L
	(適用期間:施行日から3年間)	
エチレングリコール製造業	6mg/L	10mg/L
	(適用期間:施行日から3年間)	
ポリエチレンテレフタレート製造業	0.5mg/L	
	(一般排水基準へ移行済み(平成26年5月))	
下水道業*	0.5mg/L	25mg/L
	(本改正により一般排水基準へ移行)	

※ 感光性樹脂製造業に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。)から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。

(環境省ホームページより)詳細につきましては下記ホームページを参照してください。

<http://www.env.go.jp/press/100937.html>

第14回環境なんでも見本市 in グリーンホール

私たちのまち「板橋」の環境をより良いものにしていこうと、区内外でさまざまな立場から環境問題に取り組んでいる団体・企業・学校等が一同に会し、日頃の環境活動のPRや相互交流を行う環境イベントを開催いたします。毎年、企業の方も多数出展しており、環境配慮型製品や環境活動についてご紹介いただいております。その他にも沢山のイベントをご用意しておりますので、ぜひ、ご来場ください。

1. 日 時 : 平成27年6月27日(土) 13:00~16:00
28日(日) 10:00~16:00
2. 開催場所 : 板橋区立グリーンホール(板橋区栄町36-1)
3. 主催 : 板橋区
4. 企画・運営 : いたばしエコ活動推進協議会
5. 主な内容
 - ◆ ブース展示(パネルや実物展示等)
区内外で環境活動に取り組む団体・企業・学校等の日頃の成果を紹介します。
 - ◆ アクション9クイズラリー
地球温暖化防止のためにできる、暮らしの中の“アクション9”を会場で見つけてください。すべてのクイズを発見、回答いただいた方にハーブティーまたはかき氷をプレゼントいたします。
 - ◆ 環境ワークショップ
大人も子どもも参加できる体験コーナーです。
 - ◆ 緑のカーテンおすすめレシピ&試食会
ゴーヤやヘチマなどを使用した調理方法の紹介と試食会を行います。
 - ◆ 板橋のいっぴん販売等

<その他(子ども向けイベント)>

- ・子ども工作(ダンボールで恐竜骨格を作ろう)
- ・空間ワークショップ(角材で作る秘密基地体験)
- ・エコライフ紙芝居
- ・いたばし環境カルタ
- ・牛乳パックの短冊を使用した七夕飾り(予定)など



<問合せ先>

環境戦略担当課 環境協働グループ
電話:3579-2233 FAX:3579-2589
Eメール:s-kkyodo@city.itabashi.tokyo.jp

雨水タンクを設置してみませんか？

板橋区では、雨水タンクを設置される方への助成制度があります。助成額は、工事費用を除く購入費用の1/2(上限は2万2000円)です。購入される前に、環境課までご連絡ください。

○雨水タンクとはどのようなものですか？

- ・屋根に降った雨水を下水道に流さずにタンクに溜めて、鉢植えや庭などの散水に利用するものです。

○設置するメリットはありますか？

- ・災害時には雑用水として利用できるほか、雨水は塩素を含まないため鉢植えにとってやさしい水です。また、水槽の水替えなどにも利用できます。さらに、下水に流れる雨水を減らすことによって、都市型水害を抑制する効果があります。

○補助割合及び補助額はどれくらいですか？

- ・補助割合：雨水タンクと架台の購入費の2分の1
 - ・補助上限：22,000円（1,000円未満切り捨て）
- なお、設置費用は助成対象外です。



○申請に必要な書類は何ですか？

- ・板橋区雨水貯留槽設置費補助金交付申請書
- ・見積書又は、形状・規格・価格のわかるパンフレット等

※申請にあたっての注意点

- ① いずれの申請においても、予算執行状況により受付できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。
- ② 補助金の交付を受ける場合は、購入される前に申請を行い、補助金交付決定を得てから購入してください。

問合せ先：環境課 環境調査係
電話：3579-2593

カラスの被害とその対策

毎年4月から7月になると、カラスに「威嚇された」「攻撃された」と相談が寄せられます。カラスは4月ごろから巣づくりをはじめ、5月から6月上旬にかけて卵が生まれ、ヒナになり、巣立ちを迎えます。特に、巣からカラスのヒナが落下した時は、親鳥がヒナを守ろうとして近くを通りかかった人に攻撃することがあります。

カラスの被害を防ぐためには、巣のそばに近づかない、襲われそうなときは帽子を被ったり、傘をさしたりするなどして、自衛策をとることが重要です。また、環境課では、緊急対策として巣(卵・ヒナ)の撤去及び落下ヒナの回収を行っているほか、カラス被害についての相談を行っています。

問合せ先：環境課 環境調査係
電話：3579-2593